

第1章 ビジョンの策定にあたって

1 ビジョン策定の背景と目的

近年、社会の情勢や構造が大きく変化する中で、図書館の利用者のニーズはより多様化・高度化しています。

今日の生涯学習社会における図書館の役割は、利用者一人ひとりに豊かな人生を過ごしてもらうために、読書主体の場にとどまらず、教養を深め、新しい情報に触れるこことできる場としての役割が求められています。

このため、図書館は、常に新しい情報の収集、発信を行い、利用者のニーズに応えていく必要があります。

町民の「学び」の場であり、生涯学習の拠点でもある大泉町立図書館（以下「町立図書館」という。）は、平成元年度に建て替え、現在の町立図書館となってから30年以上が経過しました。

これまでに町立図書館は、利用者のニーズに応え、開館時間の見直し、視聴覚資料の導入、貸出点数の拡大、ブックスタート事業^{*1}の開始など、町民サービスや利用者の満足度の向上に取り組んでまいりました。

今後は、町民が新たな知識や情報を得る場としての役割だけでなく、さらに町民の活動の場、町民同士の交流の場としての役割も担っていく必要があります。

国は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」^{*2}において、市区町村立図書館は、その設置目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとしております。

大泉町立図書館ビジョン（以下「本ビジョン」という。）は、このような情勢の中で、大泉町が目指す町立図書館のあり方を明確にし、町立図書館が持っている機能を充実させ、さらなる町民サービスや利用者の満足度の向上を目指し、図書館施策の基本方針として策定いたしました。

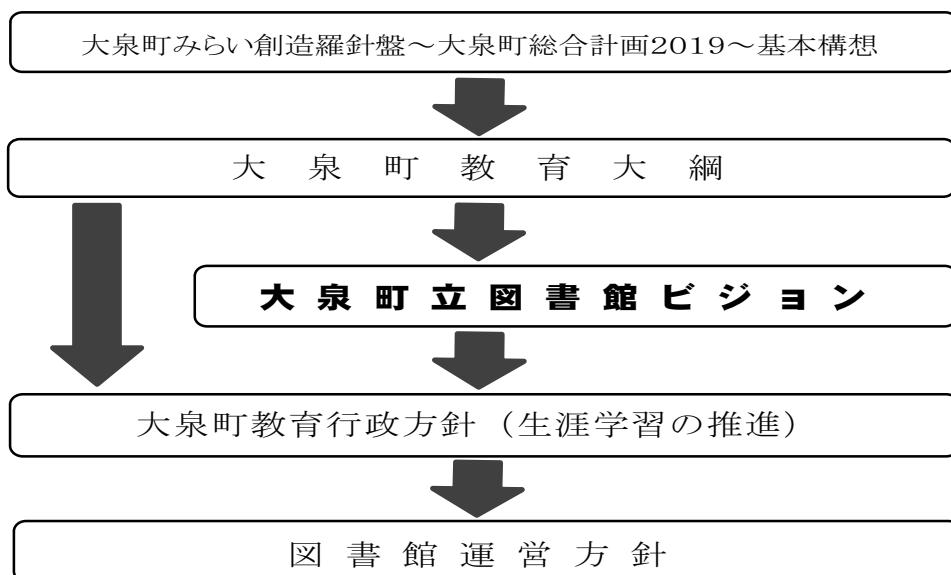
*1『ブックスタート事業』1992年にイギリスで始まり、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい時間と心触れ合うひとときを持つきっかけをつくるため、自治体の乳児検診等の時に実施する活動。

*2『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）』図書館法で図書館に対し求めていることの実現を図るために、国がその責任において目標となる基準を示すもの。

2 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」基本構想、及び大泉町教育大綱を上位計画とし、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の基本構想における生涯学習の「夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち」を実現するための、図書館施策の基本方針を示すものです。

本ビジョンに基づく施策・事業については、図書館運営方針にて示します。



3 ビジョンの期間

本ビジョンの期間は5年間とし、令和3年度から令和7年度とします。また、状況の変化により、必要に応じ見直します。

各種計画	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～基本構想	計画期間は無期					
大泉町教育大綱	3年間	4年間(予定)				
大泉町立図書館ビジョン	5年間					
大泉町教育行政方針（生涯学習の推進）	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	
図書館運営方針	1年間	1年間	1年間	1年間	1年間	